

奈良市公報

号外第1号

平成25年 2月27日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則の一部を改正する規則…………… 1
 - 奈良市表彰審査委員会規則の一部を改正する規則…… 2
 - 奈良市会計規則の一部を改正する規則…………… 2
 - 奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
 - 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則及び奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
 - 奈良市都市計画公聴会規則…………… 2
 - 奈良市公営住宅入居者選考委員会規則等の一部を改正する規則…………… 3
- #### 告 示
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 4
 - 奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示…………… 5
 - 奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示…………… 5
 - 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 6
 - 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示…………… 6
 - 一般競争入札の実施（2件）…………… 6
 - 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧…………… 7
 - 放置自転車等の保管…………… 8
 - 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… 8
 - 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出…………… 8
 - 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 9
 - 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 9
 - 放置自転車等の保管…………… 9
 - 道路の位置指定…………… 9
 - 地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧…………… 9
 - 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 10
 - 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 10
 - 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 10
 - 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 10
 - 奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱

- の一部を改正する告示…………… 10
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 10
- 放置自転車等の保管…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 11
- 指定管理者の公募…………… 11
- 奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示…………… 12
- 奈良市議会定例会の招集…………… 12
- 開発行為に関する工事の完了…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 13
- 指定管理者の公募（2件）…………… 13
- 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定…………… 14
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 14
- 配当計算書の公示送達…………… 14

訓 令 甲

- 奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 14

監 査

- 監査結果に基づく措置の状況…………… 15

公 営 企 業

- 奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程…………… 24

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 24

農 業 委 員 会

- 農政部会の招集…………… 25

規 則

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8月21日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第56号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則の一部を改正する規則

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号及び第7条第2項第1号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則の規定は、

平成24年7月9日から適用する。
(平成24年8月21日揭示済)

奈良市表彰審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第57号

奈良市表彰審査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市表彰審査委員会規則(昭和33年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、同副議長及び同総務水道委員長」を「及び同副議長」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 総合政策部担当副市長及び総合政策部長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年8月21日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年8月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第58号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1滞納整理課の項の次に次のように加える。

債権整理課	課長を除く課員	所管に係る未収債権及びその附帯金の収納
-------	---------	---------------------

別表第2滞納整理課長の項の次に次のように加える。

債権整理課長	所管に係る未収債権及びその附帯金の収納
--------	---------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年8月27日揭示済)

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第59号

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市パートタイム職員に関する規則(平成3年奈良市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、休日の振替を行うことが困難であると認められる場合は、休日に勤務した1時間につき、別表第1に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の135を乗じ

て得た額(当該額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)を支給するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(平成24年8月31日揭示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則及び奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第60号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則及び奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項第8号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2第16号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年8月31日揭示済)

奈良市都市計画公聴会規則をここに公布する。

平成24年8月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第61号

奈良市都市計画公聴会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき市長が開催する公聴会に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、用途地域に関する都市計画その他の都市

計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

(告示)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催期日の2週間前までに、次に掲げる事項を告示する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案(以下「都市計画面案」という。)の概要
- (3) 次条に規定する書面の提出の方法及び提出期限

2 前項の告示は、奈良市公告式規則(昭和57年奈良市規則第31号)第2条の規定により行うほか、奈良市公報に登載して行う。

(公述の申出)

第4条 本市の住民その他の利害関係人は、公聴会に出席して意見を述べようとするときは、公聴会の期日の1週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 意見の要旨及びその理由
- (2) 住所、氏名及び年齢
- (3) その他市長が必要と認める事項

(開催の中止)

第5条 市長は、前条の規定による申出がないときその他公聴会を開催する必要がなくなったと認めるときは、公聴会の開催を中止することができる。

(公述人の選定)

第6条 市長は、第4条の規定により公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、第4条の規定により公述申出書を提出した者以外の者で学識経験を有するものを公述人として指名することができる。

3 市長は、前2項の規定により公述人を選定し、又は指名したときは、その旨を本人に通知する。

(公聴会の議長)

第7条 公聴会は、本市の職員のうちから市長が指名する者が議長となり、これを主宰する。

(意見の陳述)

第8条 第6条第1項の規定による公述人は、第4条の規定により提出した公述申出書の内容の範囲を超えて意見を述べてはならない。

2 議長は、公述人が前項の規定に違反して意見を述べたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 議長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述人に対し意見を述べることができる時間を制限することができる。

(公聴会における質疑)

第9条 議長は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議長に対して質疑をすることができない。

ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(公聴会の秩序維持)

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

2 議長は、公聴会の秩序の維持及び運営が困難となると認めるときは、公聴会を打ち切ることができる。

(記録の作成)

第11条 議長は、次に掲げる事項を記載した公聴会の記録を作成し、これに署名押印しなければならない。

- (1) 公聴会の期日及び場所
- (2) 都市計画面案の概要
- (3) 出席した公述人の住所、氏名、年齢及び職業
- (4) 公述人が述べた意見の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年8月31日揭示済)

奈良市公営住宅入居者選考委員会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第62号

奈良市公営住宅入居者選考委員会規則等の一部を改正する規則

(奈良市公営住宅入居者選考委員会規則の一部改正)

第1条 奈良市公営住宅入居者選考委員会規則(昭和28年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「厚生委員長」を「厚生消防委員長」に改める。

(奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則の一部改正)

第2条 奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則(昭和30年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「環境消防委員長」を「厚生消防委員長」に改める。

(奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部改正)

第3条 奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則(昭和42年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「環境消防委員長」を「厚生消防委員長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年8月31日揭示済)

告 示

奈良市告示第517号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年8月16日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市本庁舎廃プラスチック類等産業廃棄物処理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎
- (3) 業務期間 平成24年10月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 業務概要 奈良市本庁舎廃プラスチック類等産業廃棄物処理業務委託 一式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目（第1～3希望）が「(W3)」の「産業廃棄物収集運搬業」として登録されている者
- (2) 奈良市内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (3) 平成22年度以降（過去2年間）において、同等の契約実績があること。
- (4) 市町村税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 廃棄物処理法による産業廃棄物収集運搬業（奈良県又は奈良市及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可）及び産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者であること。
なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。
- (10) 上記の許可内容が、仕様書に記載する産業廃棄物を全て処分できるものであること。
- (11) 中間処理の方法については、本契約の履行に見合っ

た処理設備を有するものとする。

- (12) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 仕様書等は、奈良市ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 仕様書等の閲覧又は貸出しの場合は、下記に従ってください。

ア 日時

平成24年8月16日（木）から平成24年8月29日（水）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所

奈良市総務部管財課

4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 平成24年8月29日（水）午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 奈良市総務部管財課

住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-4999

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

- (2) (1)の質問に対する回答は、平成24年9月4日（火）午後5時00分までに奈良市ホームページに掲載予定とします。また、平成24年9月4日（火）午前9時から午後5時まで奈良市総務部管財課において閲覧に供します。

5 入開札の場所及び日時

平成24年9月19日（水） 午後1時30分

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 入札室

以下省略

（平成24年8月16日揭示済）

奈良市告示第518号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年8月16日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市本庁舎空き缶等産業廃棄物処理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎
- (3) 業務期間 平成24年10月1日から平成25年3月31日

<p>まで</p> <p>(4) 業務概要 奈良市本庁舎空き缶等産業廃棄物処理業務委託 一式</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次の条件に定める基準を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 平成24年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目(第1～3希望)が「(W3)」の「産業廃棄物収集運搬業」として登録されている者</p> <p>(2) 奈良市内に本店又は、支店・営業所を有すること。</p> <p>(3) 平成22年度以降(過去2年間)において、同等の契約実績があること。</p> <p>(4) 市町村税を滞納していないこと。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。</p> <p>(9) 廃棄物処理法による産業廃棄物収集運搬業(奈良県又は奈良市及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可)及び産業廃棄物処分業(中間処理)の許可を受けている者であること。 なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。</p> <p>(10) 上記の許可内容が、仕様書に記載する産業廃棄物を全て処分できるものであること。</p> <p>(11) 中間処理の方法については、本契約の履行に見合った処理設備を有するものとする。</p> <p>(12) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。</p> <p>3 仕様書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 仕様書等は、奈良市ホームページよりダウンロードできます。</p> <p>(2) 仕様書等の閲覧又は貸出しの場合は、下記に従ってください。</p> <p>ア 日時 平成24年8月16日(木)から平成24年8月29日(水)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時まで</p>	<p>を除く。)</p> <p>イ 場所 奈良市総務部管財課</p> <p>4 仕様書等に関する質問</p> <p>(1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。</p> <p>ア 提出日時 平成24年8月29日(水)午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 提出場所 奈良市総務部管財課 住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 電話 0742-34-4999</p> <p>ウ 持参により提出してください。郵送及び電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。</p> <p>(2) (1)の質問に対する回答は、平成24年9月4日(火)午後5時00分までに奈良市ホームページに掲載予定とします。また、平成24年9月4日(火)午前9時から午後5時まで奈良市総務部管財課において閲覧に供します。</p> <p>5 入開札の場所及び日時 平成24年9月19日(水) 午後2時00分 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 入札室</p> <p>以下省略 (平成24年8月16日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第519号 奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成24年8月16日 奈良市長 仲川元庸 奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示 奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱(平成16年奈良市告示第335号)の一部を次のように改正する。 第6条第2項第2号中「所得証明書」の次に「(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)」を加える。 附 則 この告示は、平成24年8月16日から施行し、同年8月1日から適用する。 (平成24年8月16日揭示済)</p> <hr/> <p>奈良市告示第520号 奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成24年8月16日 奈良市長 仲川元庸 奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱の一</p>
--	--

部を改正する告示

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱（平成16年奈良市告示第336号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「免除された者」の次に「及び母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

第7条第1項第2号及び第2項第2号中「証明書」の次に「(同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者）がある者」にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。」を加える。

別記第1号様式（高等技能訓練促進費用）（注）の2第2号及び同様式（入学支援修了一時金用）（注）の2第2号中「証明書」の次に「(所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者）がある者」にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市

町村長の証明書を含む。」を加える。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年8月16日から施行し、同年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成24年7月以前の請求に係る高等技能訓練促進給付金の額及び同月31日以前の修了日に係る高等技能訓練修了支援給付金の額については、なお従前の例による。

(平成24年8月16日揭示済)

奈良市告示第521号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成24年8月16日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
島屋 正孝	医療法人松本快生会 西奈良中央病院	奈良市百楽園五丁目2番6号	整形外科 (肢体不自由)	平成24年8月1日
備考	独立行政法人国立病院機構 奈良医療センターとの兼務			

(平成24年8月16日揭示済)

奈良市告示第522号

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年8月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成21年奈良市告示第131号）の一部を次のように改正する。

別表基本額の項中「1,066,000円」を「1,096,000円」に、「1,930,000円」を「1,984,000円」に、「3,101,000円」を「3,191,000円」に、「2,943,000円」を「3,027,000円」に、「2,784,000円」を「2,862,000円」に、「2,626,000円」を「2,698,000円」に改め、同表長時間実施加算額の項中「260,000円」を「269,000円」に、「117,000円」を「121,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年8月16日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表の規定は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成24年8月16日揭示済)

奈良市告示第523号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年8月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 大和都市計画道路事業三条線嘱託登記業務委託

(2) 業務場所 奈良市三条町他地内

(3) 業務期間 契約の日から平成25年2月28日までとする。

(4) 業務概要 嘱託登記業務一式

(5) 予定価格 10,240円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限価格 6,144円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量・建設コンサルタント等「その他部門（土地家屋調査士）」の登録を有する者であること。

(2) 土地家屋調査士登録事務所所在地が奈良市内である者

(3) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は社団法人奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。ただし、公嘱協会はその社員が入札に参加する

場合は参加することができないものとする。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年8月17日から平成24年9月18日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市建設部道路室街路課（仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 平成24年8月24日（金）午前9時から午後4時まで

イ 提出場所 奈良市建設部道路室街路課
電話 0742-34-5467

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア 平成24年8月30日（水）午前9時から午後4時まで

イ 場所 (1)イに同じ

5 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年9月19日 午後3時30分

以下省略

(平成24年8月17日揭示済)

奈良市告示第524号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年8月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 大和都市計画道路事業 大和中央道（敷島工区）嘱託登記業務委託
- (2) 業務場所 奈良市西大寺赤田町一丁目他地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年2月28日までとする。
- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
- (5) 予定価格 16,030円（消費税及び地方消費税を除く。）

- (6) 最低制限価格 9,618円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量・建設コンサルタント等「その他部門（土地家屋調査士）」の登録を有する者であること。
- (2) 土地家屋調査士登録事務所所在地が奈良市内である者
- (3) 奈良県土地家屋調査士会の会員又は社団法人奈良県公共嘱託土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）。ただし、公嘱協会はその社員が入札に参加する場合は参加することができないものとする。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年8月17日から平成24年9月18日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市建設部道路室街路課（仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 平成24年8月24日（金）午前9時から午後4時まで

イ 提出場所 奈良市建設部道路室街路課
電話 0742-34-5467

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア 平成24年8月30日（水）午前9時から午後4時まで

イ 場所 (1)イに同じ

5 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年9月19日 午後4時00分

以下省略

(平成24年8月17日揭示済)

奈良市告示第525号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関

する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成24年8月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
鶴舞東町地区地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市鶴舞東町及び学園朝日町の各一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約12.0ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成24年8月20日から同年9月3日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成24年9月10日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成24年8月17日揭示済)

奈良市告示第526号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年8月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
- 2 廃止事業者

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2920100100	特定非営利活動法人マーブル	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町二丁目4-4	麦畑	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町二丁目4-4	共同生活援助

(平成24年8月20日揭示済)

奈良市告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年8月17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成24年8月17日揭示済)

奈良市告示第527号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成24年8月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 廃止年月日 平成24年6月30日

平成24年8月20日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
医療法人 三谷医院	奈良県奈良市神殿町171-4	平成24年6月30日

(平成24年 8月20日揭示済)

奈良市告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年 8月20日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
田守医院	奈良県奈良市登美ヶ丘四丁目3-5	平成24年6月30日
肥田歯科医院	奈良県奈良市右京三丁目25-11	平成24年6月30日

(平成24年 8月20日揭示済)

奈良市告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年 8月20日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
すぎはら婦人科	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3番3号リコラス登美ヶ丘A棟3F	平成24年8月1日
肥田歯科医院	奈良県奈良市右京三丁目25-11	平成24年7月1日
さくら薬局 奈良学園前店	奈良県奈良市鶴舞西町1番16号	平成24年8月1日

(平成24年 8月20日揭示済)

奈良市告示第531号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年 8月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成24年 8月20日
- 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年 8月20日揭示済)

奈良市告示第532号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年 8月21日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市柏木町519番地の21
申請者氏名	有限会社 若狭住宅 代表取締役 濱岸 邦雄
道路の位置	奈良市南京終町四丁目236番1及び238番2の各一部
道路の幅員	最大4.02m 最小4.02m
道路の延長	31.50m
指定年月日	平成24年 8月21日
指定番号	第24007号

(平成24年 8月21日揭示済)

奈良市告示第533号

奈良市針ヶ別所町の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行って地籍簿及び地籍図を作成したから、同法第17条第1項の規定により公示する。

なお、当該地籍図及び地籍簿は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成24年 8月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 地図及び簿冊の名称
地籍図及び地籍簿
- 地図は平成24年 2月測量、簿冊は、平成23年11月30日（一筆地調査が終了した日）現在の状況により調査し作成したものである。
- 閲覧期間
平成24年 8月27日から平成24年 9月15日までの20日間
- 閲覧場所
奈良市都祁白石町1026番地の1
奈良市都祁行政センター業務課
- 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接又は公告した市町村長を経由して、訂正の申出をすることができる。
- 誤り等訂正の申出は、書面によることになっているので、各自印章を持参すること。
- 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 閲覧は、期間中毎日 8時30分から17時までの間とする。

(平成24年8月22日揭示済)

奈良市告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年8月22日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
中山 里香		あんま	平成24年 8月1日
祥あんマッサージセンター（中山 里香）	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		

(平成24年8月22日揭示済)

奈良市告示第535号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年8月22日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成24年8月1日 平成24年8月1日
愛音デイサービスセンター	奈良県奈良市南京終町一丁目21番地の6		
株式会社ヒーリング愛	奈良県奈良市南京終町一丁目21番地の6		

(平成24年8月23日揭示済)

奈良市告示第538号

奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年8月23日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市安全安心まちづくり条例等策定委員会設置要綱（平成18年奈良市告示第696号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市民安全課」を「防犯・交通安全課」に改め

登美ヶ丘画像診断クリニック	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3リコラス登美ヶ丘A棟3階	平成23年 9月30日
---------------	-------------------------------	----------------

(平成24年8月22日揭示済)

奈良市告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年8月22日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
登美ヶ丘画像診断クリニック	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3リコラス登美ヶ丘A棟3階	平成23年 10月1日

(平成24年8月22日揭示済)

奈良市告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年8月23日

奈良市長 仲川 元庸

る。

附 則

この告示は、平成24年8月23日から施行する。

(平成24年8月23日揭示済)

奈良市告示第539号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成24年8月23日

奈良市長 仲川 元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
小林 厚	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番1号	内科 (免疫機能障害)	平成24年 8月1日

(平成24年 8月23日揭示済)

奈良市告示第540号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年 8月23日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年 8月23日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年 8月23日揭示済)

奈良市告示第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年 8月24日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年 2月 9日 奈良市指令都整開 第10A-35号
平成23年 4月15日 奈良市指令都整開 第10A-35-1号
平成24年 7月26日 奈良市指令都整開 第10A-35-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年 8月24日 第1314号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市鶴舞西町3142番61
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市百楽園五丁目2-6
医療法人松本快生会 理事長 松本宗明

(平成24年 8月24日揭示済)

奈良市告示第542号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年 8月24日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年 8月24日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年 8月24日揭示済)

奈良市告示第543号

奈良市自転車駐車場の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により次のとおり告示します。

平成24年 8月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市中筋町31番地の18
奈良市中筋自転車駐車場
奈良市右京一丁目14番地
奈良市高の原第一自転車駐車場
奈良市朱雀三丁目23番地
奈良市高の原第二自転車駐車場
奈良市右京一丁目14番地
奈良市高の原第三自転車駐車場
奈良市右京一丁目12番地
奈良市高の原第四自転車駐車場
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 駐車場の利用承認及び利用制限に関すること（使用料の収納に関することを含む。）
(2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成25年 4月1日から平成30年 3月31日まで
- 4 指定申請の方法
(1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民活動部防犯・交通安全課
(2) 申請期間
平成24年 9月3日から平成24年 9月24日まで
(3) 提出書類
奈良市自転車駐車場指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
ア 奈良市自転車駐車場指定管理者事業計画書
イ 奈良市自転車駐車場指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書
(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿その他これに類する書類

キ 団体及びその代表者が平成23年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市自転車駐車場指定管理者募集要項によります。

6 問合せ先

奈良市市民活動部 防犯・交通安全課
電話0742-34-5351

(平成24年8月27日揭示済)

奈良市告示第544号

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年8月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱(平成22年奈良市告示第165号)の一部を次のように改正する。

別表中

ポリオ	2歳未満	5,260	を
	2歳以上6歳未満	4,000	
	6歳以上	3,350	

急性灰白髄炎(ポリオ)	9,722	に
-------------	-------	---

改める。

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「ポリオ(1回目・2回目)」を「ポリオ(1回目・2回目・3回目・追加)」に改める。

別記第2号様式中「健康増進課」を「保健予防課」に改める。

別記第3号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「健康増進課」を「保健予防課」に改める。

別記第5号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。

(平成24年8月27日揭示済)

奈良市告示第545号

平成24年9月4日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成24年8月28日

奈良市長 仲川元庸

(平成24年8月28日揭示済)

奈良市告示第546号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年8月28日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年7月24日 奈良市指令都整開 第12A-11号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年8月28日 第1315号

公共施設 平成24年8月28日 第593号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東九条町443番2、443番3、443番4、444番の一部、493番1、493番13の一部、493番14及び493番15

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東九条町125番地の1

有限会社ウエムラ 代表取締役 上村正之

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市東九条町443番4の一部、444番の一部及び493番14

(2) 下水道

奈良市東九条町444番の一部及び493番14の一部

(平成24年8月28日揭示済)

奈良市告示第547号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年8月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年8月28日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年8月28日揭示済)

奈良市告示第548号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成24年 8月30日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定年月日
平成24年 8月30日
- 2 指定した道路の名称又は種類
登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（B事業）による事業計画道路
- 3 指定した道路の区域
別図のとおり
別図省略

（平成24年 8月30日掲示済）

奈良市告示第549号

奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により次のとおり告示します。

平成24年 8月31日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市都祁馬場町846番地の5
 - ・奈良市都祁生涯スポーツセンターコート
 - ・奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場
 - ・奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート
 - ・奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成25年 4月1日から平成30年 3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民活動部スポーツ振興課
 - (2) 申請期間
平成24年 9月3日（月）から平成24年 9月21日（金）まで
 - (3) 提出書類
奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。
 - ① 奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者事業計画書
 - ② 奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者収支予算書
 - ③ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書

（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

- ④ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（ただし、今年度に結成された団体については不要）
- ⑤ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- ⑥ 団体の役員名簿その他これに類する書類
- ⑦ 団体及びその代表者が、平成23年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ⑧ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の手續に係る委任状
- ⑨ 誓約書
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者募集要項によります。
- 6 問合せ先
奈良市市民活動部スポーツ振興課 総務係
電話 0742-34-4862 F A X 0742-34-4765
メールアドレス：sportsshinko@city.nara.lg.jp
（平成24年 8月31日掲示済）

奈良市告示第550号

奈良市都祁体育館の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により次のとおり告示します。

平成24年 8月31日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 公の施設の所在地及び名称
奈良市都祁白石町1161番地
奈良市都祁体育館
- 2 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設の管理及び整備に関すること。
 - (3) 整備器材・器具及び各種車両の維持管理に関すること。
 - (4) 委託業者の指揮監督に関すること。
 - (5) その他市長が定めること。
- 3 指定予定期間
平成25年 4月1日から平成30年 3月31日まで
- 4 指定申請の方法
 - (1) 指定申請書等の配布及び提出場所
奈良市都祁白石町1026番地の1
奈良市市民生活部 都祁行政センター地域振興課
 - (2) 申請期間
平成24年 9月3日から平成24年 9月21日まで
 - (3) 提出書類
奈良市都祁体育館指定管理者指定申請書に、次の書

類を添えて提出してください。

- ア 奈良市都祁体育館指定管理者事業計画書
 - イ 奈良市都祁体育館指定管理者収支予算書
 - ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書
(法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
 - エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
 - カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
 - キ 団体及びその代表者が平成23年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
 - ク 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状
- 5 その他
その他の詳細は、奈良市都祁体育館指定管理者募集要項によります。
- 6 問合せ先
奈良市市民生活部 都祁行政センター地域振興課
電話0743-82-0201

(平成24年8月31日揭示済)

奈良市告示第551号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成24年9月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成24年8月31日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関名	開設者氏名	薬剤師氏名	所在地
シンパン薬局奈良富雄店	株式会社谷口薬品 代表取締役 谷口 辰也	甲斐 睦美	奈良市富雄北一丁目1番4号岡ハイツ101号
さくら薬局奈良学園前店	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 吉史	森田 昌克	奈良市鶴舞西町1番16号

(平成24年8月31日揭示済)

奈良市告示第552号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定によりこぶしが丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年8月31日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	浦 哲也 奈良市都祁こぶしが丘3535番地の77	森田 佳一 奈良市都祁こぶしが丘3906番地の43

- 2 変更の年月日

平成24年4月1日

(平成24年8月31日揭示済)

奈良市告示第553号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に基づく配当計算書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年8月31日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
配当計算書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成24年8月31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年8月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令
奈良市職員服務規程（昭和40年奈良市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中

「骨髄移植のための骨髄液のドナー登録又はその提供に伴う検査、入院等」

を

「骨髄移植若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のためのドナー登録又は移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供に伴う検査、入院等」

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年8月31日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の奈良市職員服務規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成24年 8月31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成24年 8月29日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 松 村 和 夫
同 井 上 昌 弘
奈 政 行 第 37 号
平成24年 7月31日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 松 村 和 夫 様
同 井 上 昌 弘 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について(通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

I 少子化対応事業について

5. 認可保育事業の保育料について

(保育課)

【監査結果】

② 保育所から市への振込みは毎月実施するよう指導すべきである

概要で示したとおり、保育所が徴収した分は保育所口座から市の口座へ振込みが行われる。当月分の保育料は当月25日までに納入しなければならないと定めているが(保育の実施に関する条例施行規則第8条)、その期限を超えて振込む保育所がある。特に、私立保育所では毎月の保育料も徴収するため、取扱う金額は相当多額に上るとされる。私立保育所からの振込金額について関連資料を閲覧したところ、ある保育所で徴収した平成20年4月～8月分保育料が、一括して10月に市へ振込まれているケースがあった。

保育所から市への振込みについて、規則に従い毎月実施するよう保育所へ指導すべきである。なお、毎月速やかに振り込まれていたならば発生した預金利息は市に帰属していたのが、この場合、保育所を運営する法人の収入となってしまう。

【措置の内容】

平成23年度10月分保育料より市の直接収納に切り替え、保育所では公立・私立ともに徴収事務を行わないようにしました。市への直接収納は、市指定及び収納代理金融機関からの口座振替を基本とし、一部納付書による収納を行っています。

一連の直接収納への対応により、保育所から市への振込みの毎月実施が行われなかった問題は解消されています。

9. 保育所関係以外の委託料及び補助金について
(子ども育成課)

【監査結果】

① 民間児童館活動事業費補助金に係る要綱を定めるべきである

民間児童館に対し4,010千円の補助金が支給されており、市一般財源による補助部分(上表では2,000千円)は市で補助金要綱を定めている。しかし、国庫補助金を財源とする補助部分(上表では2,010千円)については、国の要綱(厚生労働省「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」)を準用しており、市の要綱を定めていないのが現状である。要綱は市が補助を実施することの根拠となるものである。

国庫補助金部分も含め、民間児童館活動事業費補助金要綱として改めて定めることが必要である。

【措置の内容】

平成24年1月4日に奈良市民間児童館活動事業費補助金交付要綱を作成しました。

なお、国庫補助金については、平成24年度からは一般財源化されるので、要綱には定めていません。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

I 市民税の賦課について

2. 個人市民税について

(市民税課)

【監査結果】

① 申告漏れ調査の管理を徹底すべきである

「平成21年度所得調査票・法定調書に伴う呼び出し状・所得不確定分調査票について(平成21年9月10日起案、決裁)」によると、納税義務の有無を確かめるために調査票を発送した件数は8,140件である。市は全市民を対象にローラー的に納税義務の有無を調査して、調査票送付対象者を選別している。調査票に対して回答がないものや回答内容が不明確なものについては本人や過去の事業所に連絡をとる等の対応を行っている。それでも不明確なものについては調査カードに記録され、当該年度のみならず、次年度以降の調査や次年度の市・県民税申告書発送対象者の抽出などに活用されている。このように、個々のケースを見れば処理の進捗が容易に確認できる。しかし、全体としてどこまで対応できているかについて明確に把握できない状況にある。

課税の公平性を確保するとともに、調査票を発送する案件の抽出について相当の労力と時間がかけられていること

からすれば、少なくとも調査票を送付した案件については管理表を作成する等して申告が必要な案件と申告が不要な案件を明確に区分するとともに、申告が必要な案件についてどのような対応を行ったかについての顛末を明らかにすることが必要であると考えます。

【措置の内容】

申告漏れ対象者として、当初課税後に未申告者を対象に市民税・県民税申告書（調査票）を送付し、自主申告を促すとともに、未申告者への電話調査や給与支払報告書未提出の特別徴収事業所調査による所得の適正な把握に努めており、その対応状況については調査カードに顛末を記録して、処理の進捗が判断できるように努めています。加えて、同調査票により申告された案件については、入力時に特定の調定コードを設定・入力しており、課税・非課税や調定額、申告件数等、全体の事務進捗状況の顛末を明らかにすることとしました。

（市民税課）

【監査結果】

② 減免申請に関する書類の管理を文書取扱規程どおりにすべきである

減免申請書類の処理手続きとして必要な手続きは、申請書に受付印を押印後、文書整理簿に申請書の受付日等を記載し、申請書に文書整理簿の番号を付す。次に、申請書は担当者に引き渡され、担当者は、減免が適用されるかどうかについて起案する。決裁後、減免の可否や減免金額等の決定内容が記載された「市民税及び県民税の減免について（通知）」（以下「通知文書」という。）を申請者に送付する。通知文書の送付にあたっては、文書整理簿の処理経過欄にその旨が記載される。また、通知文書には文書整理簿の番号の枝番号を付すこととされている（奈良市文書取扱規程第21条第5号）。

しかし、市の対応には、以下のような処理が見受けられた。

- 受付時に申請書に文書整理簿の番号を記載していない。
- 申請書に文書整理簿の番号を付さず、通知文書に文書整理簿の番号を付している。
- 通知文書に枝番号を付していない。

したがって、減免に関して処理手続きや内容等に特に指摘すべき事項はないものの、申請書等の紛失や処理漏れを防ぐために、文書整理簿による書類の管理方法について文書取扱規程どおりにすべきである。

なお、減免申請に関する書類の管理を行うに当たって、現在の文書取扱規程によるよりも効果的・能率的な方法が考えられるのであれば、新たなルールを定めることも考えられる。

【措置の内容】

減免申請書等の紛失や処理漏れを防止するため、文書整理簿による書類の管理方法を奈良市文書取扱規程どおりに行うように、担当職員に周知・指導を行うとともに、文書管理主査等により定期的に再点検することといたしました。また、業務マニュアルに減免申請についての処理手順を定

めました。

（市民税課）

【監査結果】

③ 取下となった減免申請書の保管場所を定めるべきである

平成21年度市県民税減免申請受付簿を見ると、平成21年度に受付をした35件のうち、申請後取下となったものが1件、却下となったものが4件あった。そのうち、取下となった1件についての資料が別の場所に保管されており、捜索に時間がかかった。

申請に基づいて行う審査等の進捗状況を確認するために、取下となった申請書等の資料についての保管場所を定めておく必要があると考えます。

【措置の内容】

取下げとなった減免申請の資料についても、審査等の進捗状況を確認するため、他の減免申請書と同様の場所に保管することといたしました。

II 固定資産税・都市計画税の賦課について

(1) 減免（土地）について

（資産税課）

【監査結果】

① 申請当時と状況が変化しており、課税対象とすべきである

No.16については、施設誘致した際の緑地設置に対する減免であり、相手方と市の協議書が存在し、決裁も受けていた。当時は緑地とした公園を市が引き取ることが多かったが、この案件では相手方が公園を保有し管理もすることとなったため、協議により減免対象となったと推測される。しかし現場視察をしたところ、緑地ではなく、駐車場となっていた。その駐車場は月極駐車場となっており、有料で使用していると考えられ、課税対象とすべきである。課税した場合の税額を試算してもらったところ、平成22年度は545千円である。（市としては、緑地であるべき土地を駐車場として使用しており、目的外使用なので、課税交渉する予定であるとのことである。）

また、奈良市税条例第79条「固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。」と定められているが、減免対象者からは申告されていない。

【措置の内容】

現場確認の上、平成24年度から現況地目を雑種地とし、適正な課税をいたしました。

（資産税課）

【監査結果】

② 減免に係る申請書及び決裁書は適切に保存しておくべきである

減免の申請書及び決裁書を確認したところ、20件中7件（No.1～No.4及びNo.8～10）に申請書及び決裁書が見受けられなかった。いずれも歴史的風土特別保存地区に基づく減免（14頁(6)その他特例参照）であり、条例上は申請書及び決裁書が必要であるが、昭和43年頃に決定されたと推測

されるが、廃棄もしくは当初から申請書を受領していなかったと考えられる。

【措置の内容】

当該事案については、昭和52年の庁舎移転時に紛失したものと推測されます。今後は奈良市文書取扱規程に基づき、適正に永久保存いたします。

(資産税課)

【監査結果】

③ 生活保護受給者の減免申請書が提出されていない

奈良市税条例第79条第1項第1号では、生活保護による減免対象者に申請書の提出を要求している。しかし、現状は、資産税課で前年度実績ベースから資産売却した者、亡くなった者を除いて、生活保護による減免者リストを作成し、そのリストを保護課に照会し、受給継続か廃止かの回答を得て減免を行っている。

平成21年度に対象となった者のうち、任意に6人について申請手続を確認したところ、3人について減免者リストに記載があった。また残りの3人については、平成21年度途中から減免対象となっていたことから、更正決定通知書の存在を確認した。

このように、条文に定めている申請書が提出されておらず、条例の規定とは異なる手続きによって減免処理がなされている。

一方、条例上、申請書を提出させることにはなっていないが、資産税課でも申請書を提出させることは減免申請者にとって手間であり、また市にとっても保護課でチェックした上、資産税課でも別途チェックするのは非効率である。そのため、生活保護受給者に対する減免は、保護課からの通知で減免を行うなど、実態に合わせて条例を改正すべきである。

【措置の内容】

地方税法第367条では減免に関して、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免できることとされており、奈良市税条例第79条第2項により、申請書の提出が減免の前提となっています。平成24年度から奈良市税条例の規定のとおり、生活保護者に対して減免申請書を送付し、申請書を提出した者について減免いたしました。

(資産税課)

【監査結果】

④ 減免に係る決裁書には日付を記載しておくべきである
決裁書はあるものの、決裁書に日付が記載されていないものが2件(No.5、No.6)見受けられた。決裁を受けたときに、その日付も記載しておくべきである。

【措置の内容】

奈良市文書取扱規程に基づき、今後は適正に取り扱います。

(4) その他非課税(土地)について

(資産税課)

【監査結果】

① その他非課税(土地)に係る申請書及び決裁書は適切に保存しておくべきである

非課税の申請書及び決裁書を確認したところ、30件中10件(No.8、No.10、No.16、No.21、No.25~30)に申請書及び決裁書がなく、3件(No.1、No.19、No.20)については、申請書はあるが、決裁書はなかった。後日確認できるように、申請書及び決裁書は適切に保存しておくべきである。

【措置の内容】

奈良市文書取扱規程に基づき、今後は適正に保存いたします。

(資産税課)

【監査結果】

② 非課税に係る決裁書には日付を記載しておくべきである

決裁書はあるものの、決裁書に日付が記載されていないものが1件(No.14)見受けられた。後日確認できるように、決裁を受けたときに、その日付も記載しておくべきである。

【措置の内容】

奈良市文書取扱規程に基づき、今後は適正に取り扱います。

IV 市税の徴収について

(納税課)

【監査結果】

(1) 入金消し込み業務のチェック体制を強化すべきである
入金消し込み業務は、担当者のみで実施されている。係長や課長等の上席者は、消し込みの結果上がってくる入金総額を見てはいるが、数字が生成される過程が正しいかどうかを確かめていない。このような状況は、業務の管理監督が適切に行われているとは言い難いものである。たとえば、日々入金処理されているものの一部を抽出し、正しく処理されているかを実際に確かめるとともに、日々の金融機関への入金総額と入金消し込み金額とが一致しているかを確かめるなどが必要である。

このように、上席者は、適宜、入金消し込み業務が正しく実施されているのかをチェックする必要がある。

【措置の内容】

指摘後より、担当者作成の市税日計表(収納機関・税目・現年過年滞納別)と市指定金融機関よりの収入金報告書(一般会計税収)を係長・課長補佐・課長まで検収し、管理監督を強化しました。

(滞納整理課)

【監査結果】

(3) 差押財産の一覧表を作成するべきである

滞納処分を行った案件については滞納支援システムの中で個別管理しているのみであり、市が差押している財産の一元管理は行われていない。そのため公売に出品するかどうか検討する対象の網羅性は「職員の記憶」に頼っている状況であり、担当者の入れ替わりによって記憶から漏れる差押財産が生じる可能性を否定できない。また、将来的には換価して滞納税等に充当する可能性があること、特に動産については遺失する恐れがあること等からすれば、差押財産の一覧表を作成して適切な管理を行うべきであると考えられる。

【措置の内容】

差押財産は、滞納管理システム及び個別ファイルにより管理しています。「差押財産一覧表」を作成し、一元管理することとしました。

(滞納整理課)

【監査結果】

(5) 徴収猶予処分にあたって担保を徴すべきである

徴収猶予又は換価猶予をする場合には、猶予に係る金額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合を除いて一定の担保を徴することが必要である(地方税法第16条第1項)。平成21年度における徴収猶予案件及び換価猶予案件すべてについてその内容を確認したところ、猶予金額682千円の案件について担保を徴することができない特別な事情がないにもかかわらず担保が徴されていない。法令に従って適切な対応を行う必要がある。

【措置の内容】

担保が徴収されていなかった当事案は、事業不振により納期限内の納付が困難なため徴収猶予を適用し、その間、分割納付の約束をしたが、履行されなかったため、徴収猶予を解除しています。今後は、徴収猶予処分にあたって担保を徴し、法に基づき適切に処理します。

(10) 個別案件の検討結果

⑧ 個人3位

(滞納整理課)

【監査結果】

(ア) 適時に財産調査の結果を活用すべきである

本案件の場合、金融機関や保険会社などへの照会を定期的に実施し、適宜、財産の所有状況を確認しており、土地、建物などの不動産を所有していることがわかっている。しかし、所有が判明した当初は不動産には多額の抵当権が設定されているため差押などは行わなかった。

過去の財産調査から、抵当権の対象となっている債務は当初より減少している。また、所有している財産の中には家賃収入が見込まれる収益物件がある。このような状況ではいずれ抵当権が抹消される可能性が高いと考えられ、より早い段階で差押をしておくことが有効である。これにより、時効の進行を止めるなど、債権を保全することもできると考える。

(なお、平成22年12月7日に不動産を差押しているとのことである。)

【措置の内容】

本案件は、収益物件である不動産を平成22年12月1日に差押えし、続いて、自宅他3筆を同月7日に差し押え、滞納債権の保全をしました。その後、収益物件の差押えについて、事業の継続に不利益があるとの申出により、換価の猶予に切り替え、分納により納付中です。

今後も、適時に財産調査を行い、納税指導に活用してまいります。

⑨ 個人4位

(滞納整理課)

【監査結果】

(ア) 適時に参加差押すべきである

平成17年5月18日に改めて交付要求しているが、その対象は平成5年の固定資産税1,362千円のみである。これは交付要求の時点で少なくとも平成6年1期から平成11年3期までの租税債権2,731千円がすでに時効で消滅していたためである。当該事案についてみると、確かに競売は実行されたものの結局無配当で差押が解除されてはいるが、最近になって滞納税等の納付がなされていることからすれば上記時効で消滅した租税債権についても徴収できた可能性を否定できない。いったん差押を行ったらそれで終わりというのではなく、納税義務者との交渉経過等を考慮して将来の回収が見込める案件については適時に参加差押を行う必要があると考える。

【措置の内容】

差押えた案件は、「差押財産一覧表」に基づき、必要に応じて確認し、納付が望める案件については、納税指導を徹底して行うようにいたしました。また、納付が見込めない場合は、参加差押を徹底して行うようにいたしました。

(滞納整理課)

【監査結果】

(イ) 時効管理を徹底すべきである

平成11年4期から平成16年4期までの租税債権12,725,300円について平成22年7月2日にシステム上時効消滅の処理が行われている(23年3月期に不納欠損処理される)。そもそも当該債権は平成16年12月28日に実施した交付要求の対象とされていたが、システム上平成17年5月16日に上記交付要求の「取下」処理を行ったためそこから5年経過した平成22年に時効が完成したことになる。

しかしながら平成16年12月28日に実施した交付要求はそもそも名義人が誤っていた無効なものであるため、「取下」処理ではなく「抹消」処理をすべきものであった(滞納整理課担当者によると平成16年12月に滞納支援システムを導入して入力に不慣れであったこと、「抹消」処理すると対象債権の記録がなくなってしまうため敢えて「取下」処理したと思われる、とのことであった)。時効の完成は不納欠損という会計処理に直接影響するため、その管理を徹底する必要があると考える。

【措置の内容】

滞納処分等に係る処理内容をケース毎に精査し、滞納管理システムによる時効処理を再確認することで時効管理を徹底し、適正な不納欠損処理を行うようにいたしました。

V その他市税に関する事項について

3. 特殊勤務手当について

(納税課)

【監査結果】

① 特殊勤務手当の内部決裁文書を現状の組織と一致させるべきである

平成22年4月に行われた組織改編に合わせて内部決裁文書が改訂されていない。具体的には納税課について特殊勤務手当対象業務を明示した書面が作成されていない。文書

化されたルールに基づかないで特殊勤務手当が支給されている状況にあるため、早急に改訂を行う必要があると考える。

【措置の内容】

特殊勤務手当（外務手当）の対象業務について、平成23年4月1日に決裁し、その業務内容を文書規定いたしました。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の意見に対する措置状況について

Ⅱ 公営住宅に関する収入支出について

3. 住宅使用料（家賃）の徴収について

（住宅課）

【意見】

① 収納率が著しく低いので、回収改善への取組みが求められる。

平成19年度の収納状況は次の通りであった。

平成19年度の調定額1,026百万円のうち、623百万円が回収できていない。回収率は39.2%にすぎず、著しく低いと言える。当年度家賃分に限ってみても、430百万円の調定額のうち、358百万円の徴収であり、回収率は83.2%に留まっている。

公営住宅は、収入に応じた家賃あるいは低廉な定額家賃であり、さらには収入が著しく低額である場合には、家賃の減免制度も用意されていることを鑑みれば、制度上は100%の収納率が可能である。事実近隣の政令指定都市あるいは中核市での収納率は以下の通りであり、市の収納取り組みに問題があることは明らかである。

具体的な取り組み案検討のために、公営住宅の管理の問題点と改善案を提言する。

【措置の内容】

滞納家賃の回収の強化を図るべく、平成23年度から収納係を設置し、平成23年7月20日市長専決処分により3人、平成24年1月27日市長専決処分により50人の市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えを提起し、平成24年3月22日奈良市営住宅家賃滞納整理方針の3整理方針(1)に基づき180人に滞納家賃の支払い請求を通知し、収納率のアップ及び滞納入居者への対応を行っています。

（住宅課）

【意見】

③ 多額な家賃滞納者に対しては明渡し請求をするべきである

多額な家賃滞納者は、平成19年度末時点で住宅管理システムから書面出力（印刷）した資料によると、10年超（121カ月以上）滞納者に絞っても、次のとおり多数存在している。

なお、当該資料から判明する情報は「調定番号」「住宅番号」「氏名」「（滞納）月数」「（滞納）金額」「退去済みか否か」のみである。平成19年度末時点での生活保護受給の有無については、生活保護受給者リストからの転記作業を住宅課に依頼し、一覧に追加したものの、それ以上の情

報（例えば、家賃月額、入居開始日、長期滞納に至った背景など）については、整理作業が膨大となることが見込まれたため、一旦作業を依頼したものの、依頼を取り下げた。

家賃を3カ月以上滞納した時は、市長は入居者に対して公営住宅の明渡し請求をすることができる（条例38条第1項第2号、改良住宅条例、コミュニティ住宅条例での準用を含む）とされているが、市では平成11年以降、明け渡し請求（訴訟）及びそれに伴う強制執行手続きを実施していない。家賃を支払わない者に、これほどまでに長期に公営住宅の提供を続けていることは驚きである。生活の本拠である住宅を維持するための必要最低限の法律上の義務を履行する（家賃の支払い）という基本的な遵法精神の欠落を市自らが助長している側面もあると言わざるを得ない。

近年市の財政事情により公営住宅の新規建設が行われていないこと、また他にも低廉な住宅を必要としている者がいることを勘案すれば、多額な家賃滞納者に対して、早急に明け渡し請求を行うべきと考える。

【措置の内容】

滞納家賃の回収の強化を図るべく、平成23年度から収納係を設置し、平成23年7月20日市長専決処分により3人、平成24年1月27日市長専決処分により50人の市営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えを提起し、平成24年3月22日奈良市営住宅家賃滞納整理方針の3整理方針(1)に基づき180人に滞納家賃の支払い請求を通知し、収納率のアップ及び滞納入居者への対応を行っています。

（住宅課）

【意見】

⑤ 生活保護受給後に滞納している者にも明渡し請求をするべきである

サンプルで、滞納個票を閲覧したところ、生活保護を受給しているにも関わらず、家賃を滞納している者があった。調査を住宅課に依頼したところ、次のような事例があると中間報告を受けた。

生活保護とは資産、能力その他あらゆるものを活用し、また扶養義務者などによる扶養を勘案してもなお生活に困窮する者に対して、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な保護を行うとともに、自立の助成を図るための制度である。

生活保護の対象と認定された者（生活保護受給者）に対して、国が定める額（最低生活費）よりも生活保護受給者の収入（収入がなければ、ゼロ）が少なかった場合に、その差額が生活保護費として支給される。最低生活費は、居住地、家族構成を勘案して、生活に必要な額、住宅に必要な額、教育に必要な額、医療に必要な額等、それぞれの項目に分けて積み上げ計算がなされる。最低限度ではあるが、出産等の臨時的費用が必要な場合も、国の定めに従った額が生活保護費に加算される。

上述した生活保護の制度設計により、公営住宅に住む生活保護受給者には、原則として公営住宅家賃相当額を支給されていることになる。

生活保護受給後に家賃滞納が生じるということは、家賃

として給付した資金が他に流用されていることになり、個別の事情はあるにせよ、税金から給付された資金を目的外に使用していることにはかならない。

保護課との連携のもと、「代理納付」（いわゆる天引き）をもっと推進していくべきである。それにも応じず、生活保護受給後に家賃を3カ月以上滞納した者には、条例38条第1項第2号に基づき、公営住宅の明渡しを請求するべきであると考えます。

【措置の内容】

「奈良市営住宅家賃滞納処理要領（平成23年10月26日施行）」を制定し、生活保護受給者に対しても、3箇月以上滞納している入居者に住宅明渡し予告書を送付し、従わない者については、明渡し請求を行うこととし、平成23年度から順次実施しています。

（住宅課）

【意見】

⑥ 連帯保証人には滞納の初期段階で状況を連絡すべきである

公営住宅の入居に際しても、一般的な民間での賃貸住宅への入居と同じく、連帯保証人が求められ、連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他債務についての義務を引き受ける旨の文書を提出している。

住宅課の説明によると、家賃を滞納している者の連帯保証人に対しても、ほとんど連絡をしていない状態にあり、連帯保証人の中には死亡していたり、転居等により連絡先が不明となっているケースもあるとのことである。

連帯保証人とは、入居者が家賃を支払えなくなった場合に、入居者の代わりに家賃を支払う義務のある者（条例施行規則第7条）であると同時に、実務的には入居者に家賃を滞納しないように指導する立場にある者でもある。このように重要な立場にある連帯保証人には、滞納の初期段階で連絡すべきである。

そのため、連帯保証人に対して、入居者が家賃滞納をした際に、具体的にどの時点で家賃滞納がある旨の連絡をするのか、どの時点で連帯保証人として滞納家賃を請求するのかなどのルール作り並びにルールの順守が必要であると考えます。また、現在は滞納がない者の連帯保証人についても定期的に連絡がとれるか確認をしておくことが望ましい。

【措置の内容】

「奈良市営住宅家賃滞納処理要領（平成23年10月26日施行）」を制定し、平成23年4月1日以降に発生した滞納家賃が4箇月に至ったときは、滞納者（新規滞納者）の連帯保証人に対して家賃滞納解消の請求を通知することとし、平成23年度から実施しています。

（住宅課）

【意見】

⑦ 滞納家賃分納誓約書締結後は計画通り支払われているかを管理するべきである

公営住宅の家賃は原則として、収入に応じて設定されているが、それでもなお、個別事情により、支払が困難になるケースが生じる場合がある。その際は、住宅課として相

談に乗り、分納を認めている。

分納誓約書は、各自の状況に応じて、返済可能なように、滞納家賃を分割返済していくことを約束した書面である。返済時期及び金額並びに当該約束通りの支払いがなされなかった場合には、条例38条第2項に基づく処分がなされても何ら異議を唱えない旨が記載されている。なお、家賃を3カ月以上滞納した際に住宅の明渡し請求がなされる可能性がある旨は条例38条第2項で定められており、入居の際にも書面で確認している事項であるため、ここでの記載は、当事者に再度このことを確認してもらうためのものであると思われる。

分納誓約書の作成年度毎の件数及び金額は次のようになる。

分納誓約書は、家賃を支払う旨の誓約書であるが、当該誓約書締結後に約束通りに支払がなされているかを、裁判所での訴訟結果（後述「8. 家賃訴訟について」参照）として作成されたものを除き、住宅課として確認する仕組みがなく、作成状況及び履行状況を定期的に確認できていない。ただし、監査人がサンプルで閲覧したところ、分納期間が46年、49年と長期に及び回収の実効性に当初から疑義のあるものや、分納誓約書を作成したものの一切入金がないと思われるもの、何度も分納誓約書を締結し直し、分納誓約書が機能していないと言わざるを得ないものが見受けられた。

分納誓約締結後は、条件通りの支払いがなされているかを適切に管理していく必要があると考える。そして、分納誓約通りの支払いがなされない者に対しては、明け渡し請求を実施するべきと考える。

【措置の内容】

滞納者一覧表から口座振替、納付書、集金等の分類等の情報も含め毎月の収納状況について整理しました。それに基づき、滞っている者について「奈良市営住宅家賃滞納整理方針（平成23年10月26日施行）」及び「奈良市営住宅家賃滞納処理要領（平成23年10月26日施行）」により処理しています。しかし、分納不履行や分納誓約書に問題のある者は、返済金額の増額等、滞納額に見合った返済計画を指導するとともに、順次、明渡し請求を実施しております。

（住宅課）

【意見】

⑨ 是正すべき個別事例があるので早期に対応すべきである

サンプルで、滞納整理個票を閲覧したところ、特筆すべき事例として、例えば次のようなものがあった。滞納整理個票に記載しているものであり、住宅課としても当然問題であると認識しているが、まだ解決に至っていない。早期に是正されるように努められたい。

【措置の内容】

是正すべき個別事例については、退去による住宅の返還を受けたものが3件、残り1件は生活実態を確認し、収入未申告等の是正を図りました。

9. 市全体の今後の対応について

(住宅課)

【意見】

② 担当グループ分けが必要

現状では、滞納していない入居者に対する通常の家賃管理業務と家賃滞納者の滞納家賃管理業務を同一グループで担当することは不可能と考える。まずは滞納していない入居者を担当するグループと滞納者の管理業務に専念するグループに分けることを提案する。

【措置の内容】

平成23年度より、収納係を設け、管理係は通常の家賃管理業務、収納係は滞納家賃管理業務という体制で取り組んでおります。

(住宅課)

【意見】

③ 滞納していない入居者を担当するグループ

発生済みの滞納家賃管理業務を切り離すことで、分離した時点では滞納家賃の管理業務はなく、今後滞納家賃が新規に発生しても、金額が小さな初期段階から適切に対応することが可能となる。

そのためにまず、即座に滞納を認識して、滞納者に連絡する仕組みを整える必要がある。そして、滞納家賃が2カ月、3カ月と積み重なった場合にはどの時点で、どのような指導を行うべきか、連帯保証人への連絡並びに明渡し請求及び訴訟を含めてあるべき家賃管理マニュアルを整える必要がある。

今後は、滞納の発生の都度、連帯保証人を含めて、適切なタイミングで適切な指導を実施できるので、6カ月等の一定の滞納月数に達した場合には、明渡し請求、訴訟及び強制執行と行った実効性のある退去指導も可能となり、一定の月数以上の滞納家賃が発生することがなくなる。またこれらの指導が他の入居者の滞納家賃発生に対して一定の抑止力になり、正常な家賃管理が可能となると思われる。

【措置の内容】

平成23年4月に滞納分の役割を担う収納係を設置し、管理係が、現年家賃管理を早期に認識し、滞納金額が小額のうち徴収できる仕組みを構築しました。

また、「奈良市営住宅家賃滞納処理要領(平成23年10月26日施行)」を策定し、今後は、これまでのような高額の家賃滞納を発生させることなく、滞納後、早期に適切な指導を実施することといたしました。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の意見に対する措置状況について

I 少子化対応事業について

4. 認可保育所の入所に関わる手続について

(保育課)

【意見】

① 保育の実施基準に該当する証明書類を明文化したうえで提出を求めるべきである

入所しようとする児童の保護者は、毎月10日までに(ただし、2月から4月入所については1月10日までに)、「保

育所入所申込書」に必要事項を記入し、保育の実施基準に該当することを証明する就業証明書、医師の診断書等の書類を添えて保育課へ提出する。それを基に、保育課では入所審査を行い翌月の入所決定を行う。

しかし、保育の実施に関する条例及び条例施行規則には、保育の実施基準に該当することの証明書類を提出すべき旨の定めがない。当該証明書類は、保育を要することの根拠になる重要な書類であり、入所の際には証明書類を提出すべき旨、また、具体的にどのような証憑を提出するかの例示を条例・規則に定めるべきである。

さらに、市では、既に入所している児童が継続して実施基準の要件を満たしているかについて、毎年、就労証明書等の提出を求めている。これは、継続的に保育を要する状況かどうかを確認し、保育を要しない者には退所を求め、新たに入所希望する者を入所させるためであり、入所以降も保育の実施基準に該当する証明書類を入手することは必要不可欠である。この点についても上記と同様、保育の実施に関する条例及び条例施行規則に定めがないため、適切に明文化すべきである。

【措置の内容】

奈良市保育の実施に関する条例施行規則第2条及び第3条を一部改正し、保育の実施基準に該当することの証明書類について、継続入所に必要な就労証明書等を提出させる旨を明記しました。

5. 認可保育事業の保育料について

(保育課)

【意見】

① 保育料は原則として市が直接徴収すべきである

概要で示したとおり、保育所を経由して保育料を徴収するケースがある。しかし、保育所が現金や預金を扱うことはリスクを伴ううえ、職員は本来の保育業務に専念できない。市ではこの課題につき様々な検討を進めているとのことであるが、保育料の徴収体制は下図のように次の点を踏まえて改善すべきである。

全ての保育所につき、保護者口座から直接、市の口座へ自動引き落としを行うようにすべきである。その上で、年度途中で保育料改定があった場合は翌月以降の保育料に増額または減額して引き落とすよう対処する。また、1回目の引き落としエラーで当月分の回収は不可能とするのではなく、翌月引き落とし時に前月分も併せて引き落とす。保護者が口座を持たない場合や滞納分の支払いは、保育課から振込受付書を渡して振込みによる納付にし(後述する児童育成料ではこの方法を採用している)、公立・私立を問わず全ての保育所では原則、収納による手元現金が発生しない体制にすべきである。

なお、市民の利便性を考慮し、金融機関だけでなくコンビニエンスストアでの振込処理が可能な納付書の導入を検討することが望ましい。

【措置の内容】

平成23年5月よりシステム改修に着手し、平成23年度10月分保育料より市の直接収納に切り替え、保育所では公立・

私立ともに徴収事務を行わないようにし、年度途中で保育料改定があった場合は翌月以降の保育料に増額又は減額して引き落とすことといたしました。また、1回目の引き落としエラーで当月分の回収は不可能とするのではなく、翌月引き落としのときに前月分も併せて引き落とすこととしました。市への直接収納は、市指定金融機関及び収納代理金融機関からの口座振替を基本とし、一部納付書による収納を行っています。コンビニ収納についても平成24年4月より開始しました。

10. 母子及び寡婦福祉資金特別会計について (子育て相談課)

【意見】

① 貸付制度に代わって市独自の助成制度の導入を検討すべきである

母子寡婦福祉資金貸付制度は国から無利子で借り入れることで財源を補填することができ、特別会計で剰余金に余裕があれば償還をすることで足りるため、市にとって財政面で一定のメリットがある。しかし、市には負担になるが、子育て支援策として子を持つ母がより安心して子育てができる環境づくりを推進するため、滞納額が膨らむ一方の貸付制度ではなく、助成制度に転換することが必要であると考える。例えば、助成内容についてはニーズの高い種別に絞ったうえ、父子家庭も対象にすることが望ましい。

【措置の内容】

母子寡婦福祉資金貸付制度は、国の制度であり、市独自の助成制度への転換は、検討の結果、現在の市の財政状況では困難との結論に達しました。

また、対象者についても、国の制度で母子、寡婦に限られているため、市独自の変更はできませんが、国に対して対象者に父子を加えるよう働きかけを行っていきます。

(子育て相談課)

【意見】

② 現行の貸付制度においては速やかに違約金(延滞金)の徴収を行うべきである

母子及び寡婦福祉法施行令第17条では、申請者が支払期日までに金額を支払わなかった場合は、延滞している元利金額につき年10.75%の割合で違約金(延滞金)を徴収すると定められている。

市では、貸付金のしおりに延滞金についての説明を記載しており、母子自立支援員からも口頭で説明を行っているが、これまでは元利金を全て完済して初めて母子福祉資金等貸付償還システムの延滞金額を確定させ、延滞金を支払う意志のある者につき、調定・請求を行ってきた。

しかし、延滞金は支払期日の翌日から日々発生しているのにタイムリーに請求しないのは申請者の支払い義務感を薄れさせ、さらに滞納を膨らませる要因となる。そのうえ、完済後に改めて延滞金を一括請求すると申請者の精神的負担も大きく、それを原因として延滞金を支払わなくて良いとなるのであれば、期限内に支払った申請者との公平性を欠く。

平成20年度末で発生している延滞金について監査人が概

算したところ約18百万円となったが、申請者別に支払期日ごとの延滞日数を精緻に計算した場合はさらに大きくなると考えられる。

それを踏まえ、子育て課では平成21年度より、同年度に発生した延滞金につき元利金と同時に請求を行う方針へと転換した。したがって、過年度において発生した延滞金についても、順次、請求を実施していくことが望ましい。

【措置の内容】

納期を遅れて償還があったときは、期限内に償還した利用者との公平の観点と今後納期内の償還を促すために、現年分については、違約金額が確定した時点で徴収しており、9月末現在で違約金調定額1,132,819円、収入済額800,289円と償還率は70.6%となっています。

過年分(滞納分)の違約金については、未だに元利金も滞納しているケースもあるため、併せて督促、納付相談を行い、徴収しています。また、借受人と連絡が取れない案件については、保証人に連絡するなどし、今後も根気強く徴収していきます。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の意見に対する措置状況について

1 市民税の賦課について

2. 個人市民税について

(市民税課)

【意見】

④ 不達となった納税通知書の管理表の様式を定めるべきである

宛先不明等で不達となった納税通知書については、課員が原因を調査して通知書の再発送等の対応を行い、最終的に納税義務者の住所が判明しない場合には公示送達することになる。ここで、最終的に公示送達する案件については調査の経過等を記載した書面を添付して上席者の承認が行われている。しかし、それ以外の案件については各課員が、業務マニュアルに沿って調査等を行うものの、業務マニュアルには調査の結果及びその後の対応状況をまとめるための管理表の様式が定められておらず、各課員が独自の様式で管理表を作成して対応している。そのため、公示送達すべき納税義務者に対して漏れなく送達されているかどうかを効率よく確認することができない状況にある。

不達となった納税通知書に関する調査の結果をスムーズに公示送達につなげるために、業務マニュアルに管理表の様式を定めるべきである。

なお、さらに管理精度を上げるために、不達となった納税通知書に連番を付して管理することも考えられる。

【措置の内容】

不達となった納税通知書の対応状況をまとめる管理表の様式を業務マニュアルに定め、調査経過等を記載し、一括管理することで調査結果をスムーズに公示送達につなげることにいたしました。

(市民税課)

【意見】

⑤ 税額の減額修正についてチェック体制を整備すべきである

税額の修正は、課税システムに修正データを入力後「市民税・県民税の変更決定について(伺い)」が紙で出力され上席者の決裁を受ける。税額が修正された納付書は、システムデータに基づいて作成される。したがって、修正後の納付書を作成する前に、決裁文書と課税システム内のデータが整合しているかを確認しなければ、不注意か意図的かを問わず、決裁されていない税額の修正が行われるリスクがある。このリスクに対応するため、市は、修正データ入力の際にパスワード入力を求めて入力者を特定し、倫理研修を実施する等の対応をしている。

しかし、市は決裁文書と課税システム内のデータの整合性を確認していない。

税額が増加する修正の場合は、通常、納税者から問い合わせがあり、事後的に発見できる可能性が高いと考えられる。しかし、税額が減少する修正の場合は、納税者からの問い合わせが来る可能性は低く、事後的に発見することは期待できないと考えられる。

したがって、税額修正の件数が多数あるため、修正の全件について確認することは実務上困難であるとしても、税額が減額修正された案件を任意に抽出して「市民税・県民税の変更決定について(伺い)」と課税システム内のデータの照合を定期的実施する等、牽制機能を発揮できるチェック体制を整備すべきであると考えます。

【措置の内容】

決裁文書と課税システム内のデータの整合性を確認するため、月例入力が完了し、課税マスターの税額が確定した後、定期的に税額が減額となった納税義務者のリストを打ち出し、同リストと決裁文書「市民税・県民税の変更決定について(伺い)」を管理職が照合するチェック体制を整備することといたしました。

(市民税課)

【意見】

⑦ 生活保護と税金の減免は切り離して考えることを検討すべきである

奈良市税減免規則第2条では生活保護法の生活扶助を受ける者は市税を免除するとしている。一見すると、生活保護受給者はその生活が苦しいため、何ら問題がないように思える。しかし、課税がなされるということは、過去に所得があった、もしくは資産を保有していたということであり、基本的に納税は可能と考えられる。また、生活保護法は第1条で「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めてあり、生活困窮者を究極的には自立させることを目的としている。この趣旨に鑑みるのであれば、生活保護受給者に対して、「生活保護受給中は徴収猶予するが、時効が成立するまでに生活保護受給者が自立して納税が可能な状態になれば税金を納めてもらうことがあるべき姿である」ということを十分説明すれば、生活保護の受

給と税金の減免は切り離すことも可能であると考えます。

【措置の内容】

地方税法には、市町村の条例の定めるところにより「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者」に係る市町村民税を減免することができると規定されています。また、生活保護の申請に際しては、十分な面談と所得・資産調査が行われ、受給資格の判断がなされるところであり、生活保護法の生活保護を受ける者を免除対象とすることは妥当であると考えています。

II 固定資産税・都市計画税の賦課について

(3) 地目非課税(土地)について

(資産税課)

【意見】

① 非課税の適否を再検討すべきである

航空写真では、No.3については溜池ではなく、枯渇して水はなく、くぼ地の状態であった。実際に現場に行って確認したところ、航空写真の通りであった。不動産登記事務取扱手続準則によると、溜池とは、耕地かんがい用の用水貯留池のことである。一方、地方税法では、非課税の対象として第348条第2項第6号に「公共の用に供する用悪水路、ため池、堤とう及び井溝」と規定されている。当該池は古くから農地かんがい用として利用されていたが、現在は貯水されていないことから、非課税の適否を再検討すべきである。

【措置の内容】

現場確認の上、平成24年度から現況地目を雑種地とし適正な課税をいたしました。

(4) その他非課税(土地)について

(資産税課)

【意見】

④ No.21について、非課税の適否を再検討すべきである

No.21について、なぜ非課税となっているのかが担当者も不明であり、また一部は隣接市に含まれているが、当該隣接市では課税しているとのことである。そのため、市としても非課税の適否を再検討するべきである。

【措置の内容】

現場確認の上、平成24年度から現況地目を雑種地とし適正な課税をいたしました。

(資産税課)

【意見】

⑤ 現地調査を徹底し、課税の適否を見直すべきである

No.6については宗教施設があるようには見受けられなかった。当初は宗教団体が境内地等として取得したが、その後昭和46年に現所有者の親族に転売され、相続により平成4年から現所有者が保有している。市担当者は2010年10月に現場に赴いたが、門が閉ざされ敷地内の状況は分からないままであった。表札は個人名が記載されているだけで、宗教施設と判断できるものはなく、使用実態は不明であった。再度、実態を調査して非課税の適否を再検討すべきである。

【措置の内容】

現場確認した結果、非課税物件ではないことが判明した

ため、平成24年度から土地については宅地、家屋については居宅として適正な課税をいたしました。

Ⅲ 固定資産税（償却資産）の賦課について （資産税課）

【意見】

(4) 税務署の課税資料を活用できるようにすべきである
償却資産税申告書の未提出者について、地方税法第354条の2に基づき、奈良税務署で所得税、法人税の申告書閲覧又は記録を行っているが、奈良税務署が事前協議において課税資料として利用することを禁止している。

しかし、大阪市、京都市、神戸市では所轄税務署と協議を行い、課税資料として所得税、法人税の申告書を償却資産税の課税資料として利用している。市では、推計課税は行っているものの、適正な金額と一致しているとは限らず、適正課税の観点から奈良税務署に課税資料として利用できるように再協議すべきである。

【措置の内容】

奈良税務署と再度協議を行い、所得税、法人税の申告書を課税資料として活用できるよう平成24年3月に許可を得ました。

Ⅳ 市税の徴収について

(10) 個別案件の検討結果

② 法人2位 （滞納整理課）

【意見】

(イ) 差押物件の棚卸を行うべきである
当該事案もそうであるが、従来は換価処分することまで想定せずに滞納者との交渉手段として差押が利用されていたため、公売するのが容易ではない手持ちの差押物件が少なくないとのことである。差押物件については一覧表の作成や定期的な状況確認等の管理コストがかかることからすれば、差押物件の棚卸を行って徴税の観点から維持すべきものを明確化し、それ以外のものについては差押を解除することが望ましいと考える。

【措置の内容】

差押物件については、「差押財産一覧表」で定期的に確認し、当市に配当見込みが「ある」或いは「なし」の判断を行い、「ある」物件は公売を実施し、徴税の観点から不必要な差押えは解除しています。

V その他市税に関する事項について

2. 職員の適正配置について （人事課）

【意見】

② 税金の専門職員を育成すべきである
税務関係での在籍年数（税務室での在籍延年数）は、約半数程度が2年以下である。国では、税務職員は専門性が高く採用試験が別になっていることから考えると、市でも当該専門家を育成することは必要であると考えられる。

また、税務職員経験者を再任用や期間雇用の形で採用することも検討に値すると考える。

【措置の内容】

市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）等の研修機関へ、専門性を高めるための専門実務研修に予算削減の中ですが、引き続き税務部門の職員の中から派遣研修を実施しています。

また、平成23年4月1日の再任用職員の配置の際には、税務経験者を配置いたしました。

（平成24年8月29日揭示済）

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第11号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年8月31日

奈良市水道事業管理者
池田 修

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程
奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2第16号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（平成24年8月31日揭示済）

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第16号

平成24年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成24年8月29日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日 時

平成24年9月3日（月）

午後1時30分から

2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成24年度9月補正予算要求内示額について

(2) 平成23年度奈良市教育ビジョンの施策評価について
その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について
8月～9月

傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

きます。

(平成24年8月29日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第17号

奈良市農業委員会平成24年8月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成24年8月21日

奈良市農業委員会
農政部長 山口 弘

- 1 日時
平成24年8月30日（木） 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 議題
 - (1) 農政部会の活動について
 - (2) 農地利用状況調査の実施について
 - (3) 遊休農地解消モデル事業実施計画について
- 4 報告
 - (1) なら農業委員会だより第54号の発行について
(平成24年8月21日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。